

3 自動販売機

○自動販売機の設置は商業施設周辺のみとし、住宅地周辺には設置しないようにしましょう。

- 住宅地と調和しない自動販売機



4 環境美化

- 清潔なまちづくりを進めるため、店舗や住宅の前の清掃は欠かさず行いましょう。
- ゴミ集積所の美化に務め、ゴミ出しのマナーを徹底しましょう。
- ペットのふんは、飼い主が責任を持って持ち帰りましょう。

- 住民全員が積極的に環境の美化に努めましょう



5 携帯電話基地局等

○携帯電話基地局等の設置にあたっては、まちなみに調和した必要最低限の高さに抑え、沿道の建物などと合わせた落ち着いた色調としましょう。

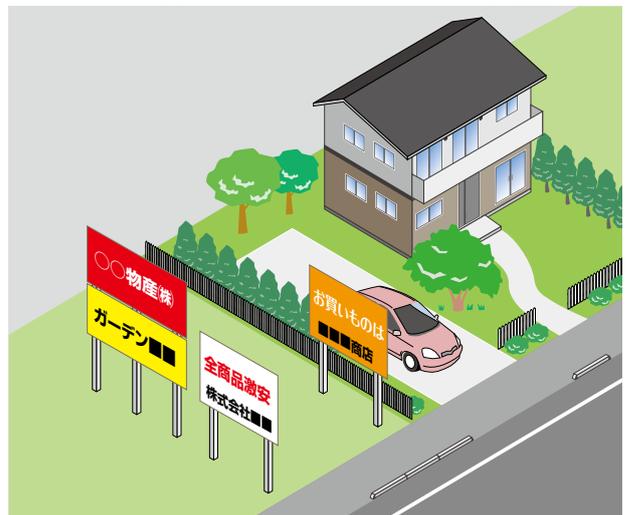
- まちなみに合った色と高さの基地局



6 屋外広告物

○自己の敷地及び建築物には貸看板を設置しないようにしましょう。（※テナントは除く。）

- まちなみの景観にふさわしくない乱立した貸看板



「景観形成重点地区指定後」に 建築行為等を行うときは？

景観形成重点地区指定後に地区内で一定規模を超える建築物等の新築や改築または外観の模様替え等を行う場合には、地区景観基本計画及び地区景観形成基準に基づく行為が行われるよう、事前に市へ「景観形成重点地区行為届」の提出が必要となります。

【届出者】

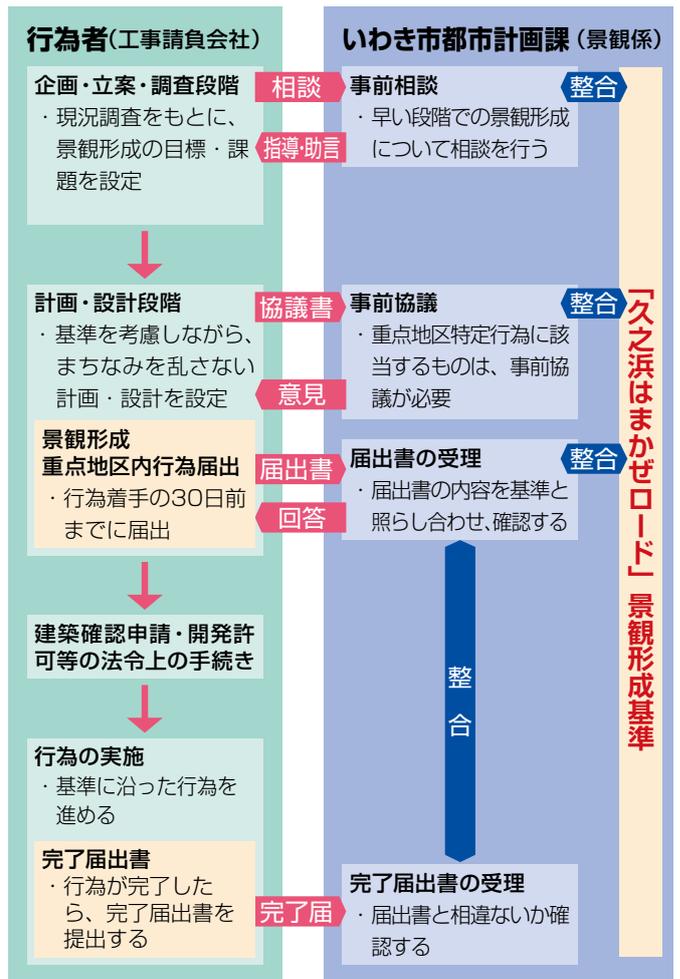
地区内で建築物の新築等を行う方が届出者となり、届出は代理の方でも可能です。

【届出の流れ】

下表「届出対象規模の一覧」の規模に該当する行為について、「届出を要する規模」については工事着手の30日前までに、「事前協議を要する規模」については工事着手の60日前までに届出が必要となります。

届出後、市は、行為内容が地区景観基本計画及び地区景観形成基準との整合性が取れているかを確認し、必要に応じて指導又は助言等を行います。

届出の流れ



届出対象規模の一覧

届出対象行為		届出を要する規模	事前協議を要する規模
建築物	新築 増築 移転	床面積10㎡超	(重点地区特定行為) 高さ13m超 又は 建築面積1,000㎡超
	外観の模様替え 色彩の変更	模様替え等の面積の合計が10㎡超	
工 作 物	(1) 擁壁、垣、さく、塀類	高さ1.5m超	高さ13m超 又は 建築面積1,000㎡超
	(2) コン柱、鉄柱、木柱類	高さ5m超	
	(3) 煙突、排気塔類		
	(4) 電波塔、物見塔、風車類		
	(5) 電線路等の支持物		
	(6) 広告塔、広告板類		
工 作 物	(7) 高架水槽、冷却塔類、パラボナアンテナ類	高さ5m超又は築造面積10㎡超	
	(8) 観覧車等の遊技施設類		
	(9) コンクリートプラント等の製造施設類		
工 作 物	(10) 立体駐車場	模様替え等の面積の合計が10㎡超	
	(11) 石油、ガス等の貯蔵施設		
	(12) ごみ処理・し尿処理施設類		
	(13) 彫像、記念碑類		
土地の区画形質の変更(水面の埋め立て又は干拓を含む)		面積300㎡超又は法面の高さ1.5m超	
鉱物の掘採又は土石類の採取		土地の区画形質の変更に同じ	
屋外における物品の集積又は貯蔵		高さ1.5m超又は面積100㎡超	
木竹の伐採		高さ10m超又は伐採面積300㎡超	

景観形成重点地区指定に関するお問い合わせは、いわき市都市建設部都市計画課景観係まで
 〒970-8686福島県いわき市平字梅本21番地 tel:0246-22-7512 fax:0246-24-4306
 いわき市都市建設部都市計画課 E-mail: toshikeikakuka@city.iwaki.fukushima.jp